

教育・保育提供区域について

1. 教育・保育提供区域とは

幼児期の学校教育・保育及び子ども・子育て支援事業の量の見込みを把握し、確保方策を検討する単位となる地域区分。

地理的な条件、人口、交通事情、事業の整備状況、利用状況等を総合的に検討し、区域を定める。

教育・保育提供区域は、幼児期の学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域設定をすることが基本となるが、事業毎に利用の実態が異なる場合には、実態に応じて区分毎または事業毎に区域設定することができる。

2. 現行計画の区域設定

行政センター（本庁＋9行政センター）を単位として、事業毎に区域設定を行った。

事業区分		教育・保育提供区域
幼児期の学校教育・保育		5区域
地域子ども・子育て支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・妊婦健康診査 ・乳児家庭全戸訪問事業 ・養育支援訪問事業その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業 ・子育て短期支援事業 ・ファミリー・サポート・センター事業 ・病児・病後児保育事業 ・実費徴収に係る補足給付を行う事業 ・多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業 	全市域 (単一区域)
	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者支援事業 ・地域子育て支援拠点事業 ・一時預かり事業 ・延長保育事業（時間外保育事業） 	5区域
	<ul style="list-style-type: none"> ・放課後児童健全育成事業（学童クラブ） 	10区域

(1) 全市域単一区域の事業

事業の利用頻度が日常的ではなく、全市単位（単一）で事業の計画・管理・運営を行うことが効果的かつ効率的であると考えられる。

(2) 5区域の事業

幼稚園、保育所、認定こども園等の教育・保育施設は、日常的に利用するものであることから、利用状況を勘案してきめ細やかな単位（区域）で、提供体制を検討する必要があると考えられる。また、その他の事業については、幼児期の学校教育・保育に密接に関連する事業と考えられる。

(3) 10区域の事業

放課後児童健全育成事業（学童クラブ）は、小学校を基本的な単位として運営されているが、複数の小学校にまたがる事業を運営するクラブもあるため、行政センター単位で整理している。

3. 各行政センター（本庁含む）の状況

4 ページ参照

4. 次期計画における区域設定（案）

現計画の区域設定を基本とし、一部を修正する。

事業区分		教育・保育提供区域
幼児期の学校教育・保育		5区域
地域子ども・子育て支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者支援事業（母子保健型） ・利用者支援事業（母子保健型以外） ・妊婦健康診査 ・乳児家庭全戸訪問事業 ・養育支援訪問事業その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業 ・子育て短期支援事業 ・ファミリー・サポート・センター事業 ・病児・病後児保育事業 ・実費徴収に係る補足給付を行う事業 ・多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業 	全市域 (単一区域)
	<ul style="list-style-type: none"> ・地域子育て支援拠点事業 ・一時預かり事業 ・延長保育事業（時間外保育事業） 	5区域
	<ul style="list-style-type: none"> ・放課後児童健全育成事業（学童クラブ） 	10区域

【利用者支援事業の区域設定を新設、修正する理由等】

(経過)

利用者支援事業は現計画策定時（平成26年度）においては、平成27年度から子ども・子育て支援新制度が本格的に施行されることに伴う、各種事業の情報提供及び相談、助言等を行う事業に限定されていた。

しかし、平成27年度の国の予算において、妊娠期から子育て期にわたる様々な相談が行えるよう「利用者支援事業（母子保健型）」が追加され、本市においても平成27年より母子保健コーディネーターを配置している。

そのため、現計画における利用者支援事業の区域設定は、母子保健型を除いて整理している。

(利用者支援事業の区域設定を新設、修正する理由)

- ・ 利用者支援事業（母子保健型）は、今回新たに区域設定を検討する事業であり、現在では、妊娠期から子育て期にわたるまでの総合的な相談支援を保健師等の専門職が提供するワンストップ拠点として、はぐくみかん内のこども健康課で実施している。

この相談支援にあたっては、必要に応じて様々な子ども・子育て支援施策と連携する必要性が高いため、子ども・子育て施策を集中させている『はぐくみかん』全体での対応とし、区域設定を単一区域とする。

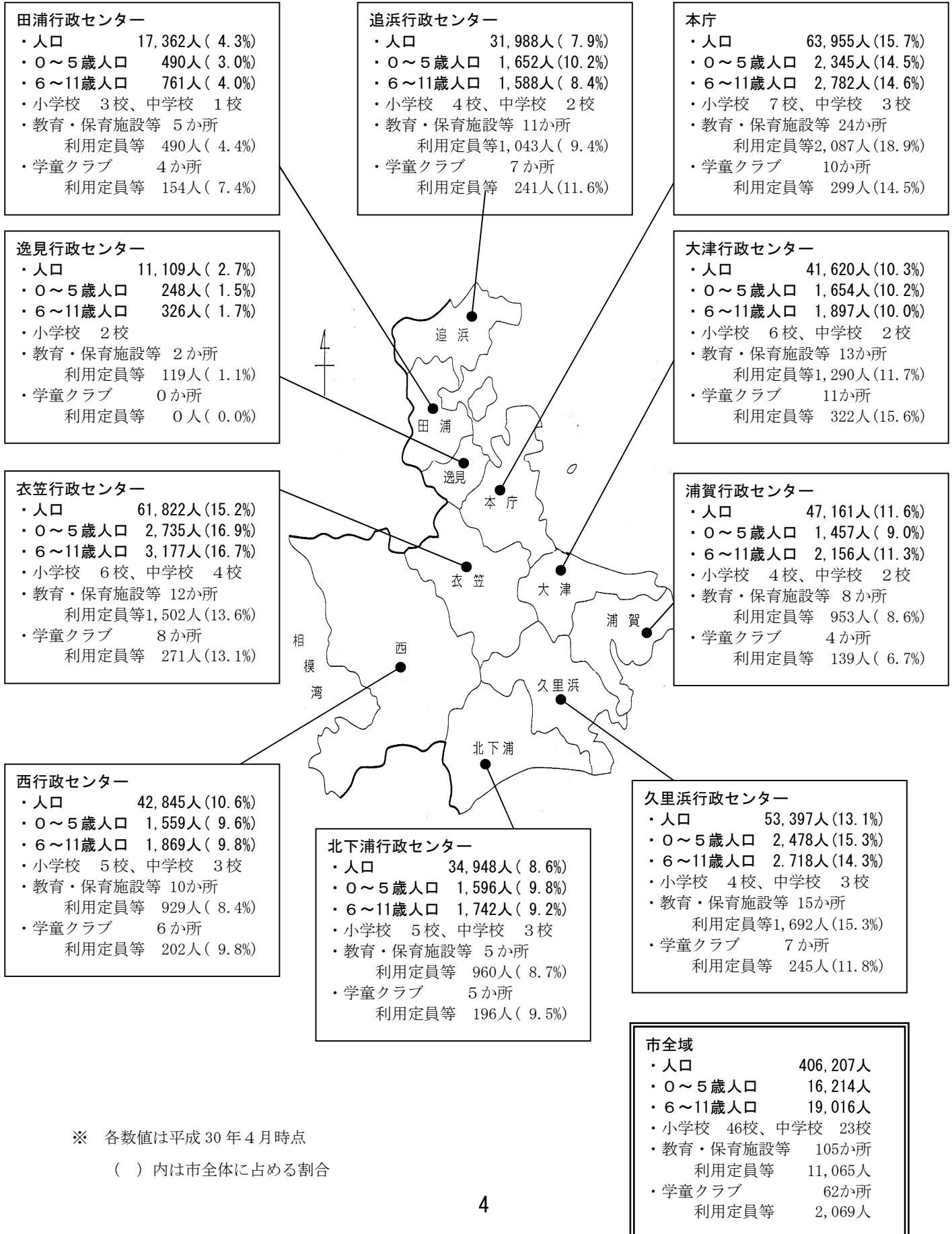
- ・ 利用者支援事業（母子保健型以外）については、平成27年度から新たに創設された事業で、本市においては平成28年度より事業実施している。

現計画においては「幼児期の学校教育・保育」の提供区域に合わせ5区域としているが、実際に事業を進める中では、関係機関等との連携や地域の子育て資源の育成業務等については、その難易度が高く、5区域での事業実施が難しいため単一区域に変更する。

【放課後児童健全育成事業（学童クラブ）】

放課後児童健全育成事業（学童クラブ）については、現計画同様10区域での区域設定により計画策定を進めていくが、小学校区毎に見た場合に、事業実施に差が生じているため、より効果的・効率的なクラブの配置を図る観点から、小学校区毎での量の見込み（ニーズ）の把握に努めていきたい。

各行政センターの状況について



※ 各数値は平成30年4月時点
() 内は市全体に占める割合